



マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください。



マイナちゃん

朝倉市においては、11月中旬～12月上旬にかけて、世帯ごとに世帯全員分のマイナンバー（通知カード）を簡易書留で郵送する予定です。

最近、マイナンバー制度に便乗し、金融機関の口座番号などを不正に聞き出そうとする不審な電話や訪問が相次いで報告されています。市がマイナンバーの通知や利用手続で、口座番号や口座の暗証番号などを電話で聞いたり、お金を要求することは一切ありません。ATMの操作をお願いすることはありません。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。



ご相談は、各相談窓口へ

- マイナンバー制度全般のご相談
 - ・ 内閣府マイナンバー専用コールセンター（平日 9時30分～22時、土日祝日 9時30分～17時30分）
☎ 0570-20-0178
 - ・ 市総合政策課（平日 8時30分～17時15分）（内線 61-385）
- 通知カードや個人番号カードのご相談
 - ・ 総務省個人番号カードコールセンター（平日 8時30分～22時、土日祝日 9時30分～17時30分）
☎ 0570-783-578
 - ・ 市市民課（平日 8時30分～17時15分）（内線 61-136、137）
- 不審な電話などを受けたら
 - ・ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）
 - ・ 朝倉市消費生活センター（平日 10時～16時）☎ 52-1128
- 詐欺など被害に遭われたら
 - ・ 警察相談専用電話 # 9110 または朝倉警察署☎ 22-0110（ともに、24時間運用）

有料広告掲載欄

【有料広告欄】

※広告を掲載したい場合は（株）ホープ（☎ 092-716-1404）へ。

有料広告掲載欄